

平成25年度長崎県食品ウォッチャー第1回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成25年度第1回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、149名（女性：138名 男性：11名）

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリング活動を行い、疑問や問題があると思われる場合に情報提供
モニタリング活動の結果について定期的報告（年間3回）
県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加

3 活動結果

食品表示等に関する情報提供内容

件数33件（平成25年5月～平成25年11月30日）

食品分類					情報区分					結果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
0	4	3	26	0	27	0	2	1	3	18	3	12

第1回定期報告の概要（11月30日現在）

調査期間	平成25年5月～8月31日
調査店舗数	延べ9,826店舗
調査食品数	延べ65,991点（生鮮食品31,171、加工食品34,820）

研修会の開催

第1回（平成25年5月8日～5月30日）

県内8カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、上五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者88名

第2回（平成25年8月28日～10月31日）

県内8カ所を実施

長崎会場、県央会場、佐世保会場、島原会場、県北会場、五島会場、壱岐会場、対馬会場 参加者81名（食品ウォッチャー以外の参加含む）

4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
野菜や果物に原産地表示がない。	野菜や果物は生鮮食品なので、名称と原産地の表示が必要になります。原産地表示を行うよう販売事業者を指導しました。 なお、生鮮食品の表示方法として、袋に表示する以外に、立て札などポップで表示してもかまいません。また仕入れの箱などに正しい原産地の表示があれば、そのまま利用できます。
販売店舗以外で製造しているお弁当について、原材料表示がない。	販売店舗以外で製造している、容器包装されたお弁当はJAS法及び食品衛生法に基づく表示が必要になりますので、原材料表示（食品添加物、アレルギー物質を含む。）を行うよう、製造者を指導しました。
牛乳が冷蔵庫の外に置いて販売されていた。	食品衛生法では、牛乳の保存基準が定められており、これに基づく保存温度を遵守して販売を行うよう販売事業者を指導しました。
えびの表示について、養殖か天然かの表示がないものがある。	養殖されたものに「養殖」の表示が必要ですが、天然のものに「天然」という表示の義務はありません。なお、養殖の場合であっても、表示対象となるのは給餌を伴うものをいいますので、養殖の表示がないからといって必ずしも天然とはなりません。（食品表示ハンドブック14～15ページをご参照ください。）
クッキーの原材料表示に「糖」「油脂」の表示がされている。	原材料の名称は、その最も一般的な名称をもって表示することとなっています。製造者に原材料を確認した結果、「糖」については「砂糖」、「油脂」については「バター」の表示に改善がなされました。